

# 利用料金改定のお知らせ

## 平成29年10月1日申込分から 利用料金が変わります

平成29年9月30日までの申込分は改定前料金です  
例) 10月15日利用分を9月15日に申し込んだ場合は改定前料金となります。

### 主な改正点

#### 1 施設及び附帯設備にかかる利用料金の改定

- 各施設の改定後の料金は新旧対照表をごらんください。
- 附帯設備については、改定前料金に消費税率を加算した金額(10円未満切り捨て)となります。

#### 2 本市民以外の方が生涯学習センター・総合体育館・南木の本防災体育館・南木の本防災公園を利用する場合における加算率の改定

- 改定前 1.3倍 → 改定後 1.5倍

※ 本市民とは、「本市内に居住する者又は事務所を有する法人、団体及び市内に在勤・在学する者」のことをいいます。

※ 山本球場・市民運動広場・青少年運動広場・テニスコートについては2倍から変更はありません。